

地方独立行政法人大阪市立工業研究所高圧ガス容器管理規程

制定 平成20年4月1日 規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）等に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）における高圧ガス容器の安全な保管と適正な管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「高圧ガス」とは、法第2条に規定する高圧ガスをいう。

(管理体制)

第3条 理事長は、研究所全体の高圧ガス容器の保管と管理に責任を負い、運営協議会を通じて、地方独立行政法人大阪市立工業研究所試薬・高圧ガス管理委員会規程に基づき研究所に試薬・高圧ガス管理委員会を設置する。

2 試薬・高圧ガス管理委員会は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所試薬・高圧ガス管理委員会規程に基づき、研究所における高圧ガスの管理状況を把握するとともに、運営協議会からの諮問に基づいて高圧ガス容器の安全な保管と適正な管理に関する問題を審議し、その結果を運営協議会に報告する。

3 各部長は、担当部内の高圧ガス容器の安全な保管と適正な管理に関して責任を負う。また、担当部における高圧ガス容器の使用並びに保管状況の総括的な把握に努めるとともに、各部間の連絡調整を行い、研究所全体で効率的な高圧ガス容器の運用を心がけねばならない。

4 高圧ガス容器の管理者及び使用者は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所高圧ガス容器管理要領（以下「要領」という。）の高圧ガス容器取り扱い注意事項に従って、高圧ガス容器の保管と使用の責任を負う。特に、高圧ガスの使用にあたっては、研究所が住宅地域に建設されており、かつ周辺が高層住宅群に囲まれている実態を十分にわきまえ、要領に基づき細心の注意を払うとともに不適切な取扱に起因する事故の発生を未然に防止しなければならない。

5 高圧ガス容器のリース購入にあたっては、要領の高圧ガス容器のリースの項を遵守しなければならない。

6 受託研究、依頼試験・分析に係わって、外部（受託研究企業等）より高圧ガス容器類を研究所に持込む必要が生じた場合は、要領の外部からの高圧ガス容器の持込みの項を遵守しなければならない。

7 研究所における高圧ガス貯蔵所は、以下のとおりとする。

高圧ガス貯蔵所（別棟） 可燃性・毒性ガス貯蔵所

高圧ガス貯蔵所（別棟） 不燃性・助燃性ガス貯蔵所

8 高圧ガス貯蔵所には、原則としてリースした高圧ガス容器以外の高圧ガス容器類を入れてはならない。

(事故の際の措置)

第4条 可燃性、有毒性、刺激性、悪臭のガス漏れ発生の際は、ただちに窓を開き安全確保の措置をとり、総務部担当者に報告するとともに、全館放送を行い注意を喚起する。

2 ガス漏れ発生 の報告を受けた総務部担当者は、消防署等関係官庁に通報する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。